



後期高齢者医療の高額療養費限度額が改正されます



問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係 ☎0952-64-8476
市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、限度額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す「高額療養費制度」が改正されます。令和 8 年 8 月 1 日からの自己負担限度額は下表のとおりです。

負担割合	限度区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	年間上限※ ₃
3 割	現役並み所得者Ⅲ	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1 % 〈140,100円〉※ ₁		1,680,000円
	現役並み所得者Ⅱ	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1 % 〈93,000円〉※ ₁		1,110,000円
	現役並み所得者Ⅰ	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1 % 〈44,400円〉※ ₁		530,000円
2 割	一般Ⅱ	22,000円 (年間216,000円) ※ ₂	61,500円 〈44,400円〉※ ₁	530,000円※ ₄
	一般Ⅰ			
1 割	区分Ⅱ	11,000円 (年間96,000円) ※ ₂	25,700円 〈24,600円〉※ ₁	290,000円
	区分Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円

お知らせ

LINE

無料見積もり受付

Instagram

一時間3千円

ハチ駆除

剪定・草刈

引越し

不用品整理

便利屋ふち

SINCE 2007

0954-66-3393

佐賀県公安委員会許可第911150010205号

- ※₁ 〈 〉内の金額は、過去12か月間に高額療養費（世帯単位）の該当が3回以上あった場合に、4回目以降から適用します（多数該当）
- ※₂ 1年間（8月から翌年7月まで）の外来の自己負担額の上限額です
- ※₃ 月額上限及び※₂の適用後なお残る自己負担額を、世帯単位で年間集計し、「年間上限」に達した場合には、令和9年8月以降に申請により支給されます
- ※₄ 一部410,000円の場合があります